

# 令和 4 年度 田村市幼児預かり保育の利用について



田村市保健福祉部 こども未来課 こども育成係

住 所：〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話：0247-82-1000（直通）

F A X：0247-82-4555

E-mail：[kodomo@city.tamura.lg.jp](mailto:kodomo@city.tamura.lg.jp)



## 1 幼児預かり保育とは

田村市では、保護者が就労等により昼間家庭で面倒を見ることができない**幼稚園児**を対象に、**幼稚園の教育時間終了後**に適切な遊びや、生活の場を提供し、**幼児**の子育てを支援するため、**幼児預かり保育**を実施しています。

## 2 要件

田村市内の**幼稚園に在園する幼児**のうち、次のいずれかの理由により、**降園後家庭で保育を受けることができない幼児**が対象となります。

- (1) 保護者の就労・・・**教育時間終了後も勤務していること**
- (2) 母親の妊娠・出産・・・**出産予定日の8週間前から出産後8週間の翌日が属する月の末日まで**
- (3) 保護者の疾病・障がい・・・**病気、負傷、障害等により、長期にわたり通院または入院、自宅療養していること**
- (4) 同居親族の介護・看護・・・**同居の親族等を常時介護・看護していること**
- (5) 就労を目的とした就学・・・**就労を目的に職業訓練校に通学していること**
- (6) 特に市長が必要と認めたとき

## 3 利用時間

利 用 時 間	
平日（ <b>幼稚園登園日</b> ）	<b>降園後</b> ～ 午後7時
土曜日	午前7時30分 ～ 午後6時30分
長期休業期間	午前7時30分 ～ 午後6時30分
振替休業日	午前7時30分 ～ 午後6時30分

## 4 休日（開設しない日）

休 日（開設しない日）
・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
・年末年始（12月29日～翌年1月4日）
・お盆休み（8月13日～8月17日）
・その他市長が必要と認めた日

## 5 幼児預かり保育実施場所

幼児預かり保育名	定員	施設名・住所
滝根幼児預かり保育	50名	滝根幼稚園 滝根町神俣字弥五郎内 28 番地
大越幼児預かり保育	40名	大越こども園 大越町上大越字水神宮 167 番地 1
都路幼児預かり保育	30名	都路こども園 都路町古道字遠下前 80 番地
常葉幼児預かり保育	40名	常葉幼稚園 常葉町常葉字樋ノ口 5 番地 1
緑幼児預かり保育	10名	緑幼稚園 船引町上移字根岸 10 番地
船引南幼児預かり保育	10名	船引南幼稚園 船引町堀越字丸森 2 番地

※ 令和2年度より、市内の幼児預かり保育については、全て運營業務委託となっております。  
委託先の事業者は、シダックス大新東ヒューマンサービス（株）です。  
利用保護者様を対象とした説明会等につきましては、後程お知らせいたします。

## 6 申込方法

利用を希望する**幼児預かり保育施設**に、申込書と必要書類を添えて、受付期間内に直接お申し込みください。（下記の申込場所をご参照ください）

幼児預かり保育名	申込場所	連絡先
滝根幼児預かり保育	滝根幼稚園	070-7773-4620
大越幼児預かり保育	大越こども園	070-7773-4621
都路幼児預かり保育	都路こども園	070-7773-4613
常葉幼児預かり保育	常葉幼稚園	070-7773-4622
緑幼児預かり保育	緑幼稚園	070-7773-4617
船引南幼児預かり保育	船引南幼稚園	070-7773-4619

【受付・問合せ時間】 平日：15：00～18：30  
土曜日：7：30～18：30

※各幼稚園では、申込み・問い合わせを受け付けておりませんので、幼児預かり保育の支援員へお問い合わせください。

## 【申込書類一覧】

提出書類	保護者等の利用区分					
	就 労	疾 病	障 害	看 護・ 介 護	就 学	出 産
申込書	●	●	●	●	●	●
就労証明書	●					
医師の診断書の写し		●				
身体障害者手帳の写し又は療育手帳の写し			●			
看護又は介護される人の介護保険被保険者証の写し、医師の診断書の写し、障害者手帳の写し、療育手帳の写し				●		
在学証明書及び授業カリキュラムの写し					●	
母子手帳の写し（保護者の氏名、出産予定日の記載部分）						●

※ 申込書、就労証明書は、こども未来課・各施設に備え付けてあります。  
また、田村市役所ホームページからも取得できます。

## 【就労証明書について】

- 児童の父母及び祖父母それぞれの就労証明書を提出してください。
- ※ 祖父母とは、令和4年4月1日現在で満65歳未満の同居の方  
(別世帯であっても、同一敷地内に居住する場合は就労証明書が必要です。)
- 農業や自営業の方は、お住まいの地区の民生委員に証明を受けてください。
- 勤務先に変更があった場合は、その都度就労証明書を提出してください。
- 兄弟姉妹で同時に申し込む場合は、1部で結構です。

## 【受付期間】

- 令和4年度 4月1日から利用を希望される方

<b>受付期間</b>	<b>令和3年10月11日（月）～ 令和3年11月12日（金）</b>
-------------	-------------------------------------

- ※ 受付期間を過ぎると、4月1日から利用いただけない場合がありますので、手続きは余裕をもってお願いします。
- ※ 定員を超えた場合は、基準により選考をおこないますのでご理解ください。

- 令和4年3月22日（月）以降は、随時申込を受け付けます。

※ 利用開始日は、随時調整のうえで決定します。

## 7 利用決定

利用決定については、次のとおり利用決定通知書を送付します。

年度当初の利用決定 (4月1日からの利用者)	令和4年3月上旬から中旬ごろ
随時申込(年度途中の申込)	申込日から10日前後

## 8 保護者負担額

- 保育料 無料(※市内に住所を有しない**幼児**は、保育料が発生します。)
- 令和3年度より、傷害保険につきましては保護者負担となります。  
(加入保険: スポーツ安全保険 1人 800円(年額))
- おやつ代 **実費額(施設により異なる場合があります。)**
- その他 行事やイベントにより、費用が発生する場合があります。

## 9 利用の廃止について

次のような場合は、利用を廃止させていただきます。

- ① 家庭で保育を受けることができると認められるとき。
- ② **幼児**が疾病により利用に不相当と認められるとき。
- ③ 正当な理由がなく(連絡もなく)、1箇月以上利用しないとき。
- ④ 矯正しがたい不良性がある、他の利用幼児に悪影響を与えるおそれがあると認められるとき。
- ⑤ その他、利用を停止させることが適当と認められるとき。

## 10 変更手続き

次のような場合は、こども未来課または各施設への届出が必要となります。

- ① **幼児預かり保育**をやめる場合(利用廃止届の提出)
- ② **幼児預かり保育**の利用施設を変更する場合(申込書の再提出)
- ③ 就労(勤務先)に変更があった場合(就労証明書の再提出)

## 11 **幼児預かり保育**利用上のお願

【欠席の連絡について】

- ・ 欠席する場合には、必ず各施設へ連絡してください。

【病気やケガ、事故について】

- ・ **幼児預かり保育中**に、発熱やケガなどで自宅安静や病院での治療が必要と判断した場合は、保護者に連絡のうえ、お迎えをお願いすることがあります。
- ・ 市では、活動中の事故やケガに対応するため、利用者全員にスポーツ安全保険を掛けています。(保険料は市で負担しています。)

幼児預かり保育において怪我等をされ、医療機関を受診された場合には、保険請求手続きをいたしますので、お知らせください。

#### 【利用上の注意】

- ・ **幼児預かり保育**は、**降園後**保護者が就労等により家庭にいない幼児を対象としています。

利用にあたっては、保護者の勤務時間に沿ってご利用いただき、仕事が休みのときなど、保護者が在宅している場合は、**幼児預かり保育**を利用できませんので、あらかじめご了承ください。

- ・ 土曜日や長期休業期間中における**幼児**の送迎は、必ず保護者がおこなってください。
- ・ 土曜日や長期休業期間中など、**幼稚園給食**がないときは、各自で昼食を持参してください。
- ・ 紛失等のトラブルを避けるため、**幼児預かり保育**を利用するときには、ゲーム機、カードなどの遊び用具は持参しないようご協力ください。

#### 【準備物】

- ・ タオル、上履き、水筒など（持ち物には必ず名前を書いてください。）
- ・ 施設により準備物が異なりますので、施設にご確認ください。

